

○末松委員

ちょっとわからなかったんですけども、税理士さんが代行業をするということは認めているということですか、先ほど士業さんという話をしていますけれども。

○渡邊政府参考人

お答えいたします。国に提出する書類を作成する行為に当たりますことから、申請フォームの記入、送信を有償で支援することは、行政書士法上、行政書士の方に限定されてございます。

他方、税理士など士業の方々が、申請フォームの記入や送信を無償で支援することや、申請手続やウェブ申請システムの操作方法の説明、必要書類の確認などを有償で行うことは可能であり、このような場合につきましては積極的に御支援をいただければと考えてございます。